

X 農山村の部

解説

この部には、農業集落、資源・環境の保全、市民農園、中山間地域等直接支払制度への取組、農作物被害及び野生鳥獣資源利用に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

1 農業集落

農林水産省統計部の「農林業センサス」を収録した。

なお、2020年農林業センサスでは、1 農業集落当たり平均面積、耕地面積規模別農業集落数、耕地率別農業集落数及び水田率別農業集落数について、行政情報等を活用した把握方法に変更した。

(1) 農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会をいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位をいう。

(2) D I D（人口集中地区）

総務省の「国勢調査」において人口密度4,000人／km²以上の国勢調査基本単位区がいくつ隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

(D I D = Densely Inhabited District)

(3) D I Dまでの所要時間

農業集落の中心地から農業集落に最も近いD I D中心施設へ移動する際の交通手段（徒歩、自動車、バス、鉄道等）別所要時間をいう。離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合は、その所要時間を含む。

2 資源・環境の保全

農林水産省統計部の「農林業センサス」を収録した。

3 市民農園

農林水産省農村振興局の資料を収録した。

これは、市民農園整備促進法、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき開設した市民農園数及びその面積を取りまとめたものである。

4 中山間地域等直接支払制度への取組

農林水産省農村振興局の「中山間地域等直接支払制度の実施状況」を収録した。

これは、中山間地域等直接支払制度の実施状況について、取りまとめたものである。

なお、中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域等において、農業生産活動等の継続により、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図ることを目的とした制度である。

5 農作物被害

(1) 水稻の被害

農林水産省統計部の「作物統計」を収録した。

a 被害面積

水稻に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量から減収した面積をいう。

b 被害量

水稻の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量から減収した量をいう。

(2) 野生鳥獣による農作物被害

農林水産省農村振興局の「全国の野生鳥獣による農作物被害状況」を収録した。

これは、都道府県からの報告に基づき、取りまとめたものである。

6 野生鳥獣資源利用

農林水産省統計部の「野生鳥獣資源利用実態

調査」を収録した。

これは、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要なデータを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的として実施したものである。